

第3回岡山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械

器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

議 事 要 旨

1 日 時

令和6年10月23日（水） 午後0時50分～

2 場 所

岡山市北区下石井1丁目4番1号
岡山第2合同庁舎 2階 共用会議室C

3 出席者

公益代表委員 : 3人
労働者側委員 : 2人（欠席1人）
使用者側委員 : 2人（欠席1人）

4 審議事項

特定最低賃金額審議について

5 議事要旨

(1) 最低賃金額審議について

岡山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金額について審議され、労使双方の委員から、以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

56円を再提示する。

県内の他産別、県外の電気機械と比較しても低い状況であり、この差を縮めたいと考えている。

中四国地方における岡山の状況について、出荷額は広島に続く2番目であるものの、特賃の額は鳥取、島根に続く下から3番目である（高知を除く）。

特賃について、徳島が引上額を+55円としており、徳島の改定額に近づ

くためにも、同引上額に1円を足した+56円を提示額としたい。同引上額であれば、香川に追いつくこともできる。

【使用者側の意見要旨】

42円を再提示する。

電機産業は大きな景気回復が見られず、全国の中で突出して業績が良いわけでもない。

昨年は+42円で改定したので、一旦、その水準が上限であると考えている。

(2) 労使双方より、現時点で再提示は困難との意見があり、審議は次回に持ち越されることとなった。